

議案第九五号

八倉吉市外八ヶ所村伝染病防疫組合規約の一部
を改正する規約制定について

八倉吉市外八ヶ所村伝染病防疫組合の一部を改正する
規約を左記の通りである

昭和十八年九月二十日提出

三浦市長 坂田雅一

昭和十八年九月廿三日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



倉吉市外八ヶ所村伝染病院組合規約の一部を改正
する規約

倉吉市外八ヶ所村伝染病院組合規約の一部を次のように改正する
題名中「八ヶ所村」を「九ヶ所村」に改める。

第一条中「八ヶ所村」を「九ヶ所村」に改める。

第二条正合中「床伯所」の次に「赤澤所」を加える。

第五条才三項中「議員定数」を「三〇名」を「三十四人」に改め、同項正合
中「名」を「人」に「床伯所」二名の次に「赤崎所」一人を加える。

第七条中「管理員一名をその副管理員一名とし、管理員一人をその副管理
員一人」に改める。

第八条正合中「収入役一名事務員一名書記若干名」を「収入役
一人事務員一人書記若干人」に改める。

第九条才三項中「監査委員は三名とし、監査委員は二人とし」に改める。

別表を次のとおり改める

市町村名	負担割合	市町村名	負担割合
倉吉市	三九、一七%	羽合町	五、六四%
関金町	四、八三%	北条町	五、二二%
三朝町	八、三二%	大塚町	七、六八%
康平町	六、五〇%	康平町	一〇、八七%
羽合町	三、四〇%	赤崎町	八、三二%

附 則

八二の規約は、知事との認可の日より施行する